

F D講演会「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント —加害者にも被害者にも二次加害者にもならないために—」を開催しました

5月15日、本学教育開発センターと共催でFD講演会「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント—加害者にも被害者にも二次加害者にもならないために—」を開催しました。

講師には津田塾大学 学芸学部の武田万里子教授をお招きし、大学内で起こり得るキャンパス・セクシュアル・ハラスメントについてご講演いただきました。



武田先生は法律学が専門で、キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク事務局として活動されておられます。講演では、医学部で実際に起こった判例を挙げながら、キャンパスセクハラの実際についてご解説いただきました。

セクハラ被害を受けた人は、加害者からだけではなく、被害の相談や調査など大学の対応過程において二次被害を受けることもあり、これは被害をより深刻化します。相談を受ける人は、被害者の同意なしに調停を申し立てたり、相談内容を担当事務局に伝えたりすることは慎みましょう。被害者の話をしっかりと聴き、本人の意思を最優先にして対処方法を一緒に考えることが大切です。また、二次加害者にならないために日頃から組織の対応を確認しておくことも大切です。

セクハラ対策としては、加害者の処分に目が向きがちですが、被害者が再び学習・就労できるようにすることが真の被害者救済であり、大学は被害者救済を適切にできる相談体制を整備しておくことが大事であるとお話いただきました。

講演会に関するご意見やご感想等、また当日の資料をご希望される方は女性研究者支援センターまでご連絡頂ければ幸いです。当センターでは、今後ともハラスメント防止のために全構成員に対し意識啓発を行って参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。